

前回に続いて期日報告させていただきます。

日時：2013年11月18日

13：30～（対関西電力）

14：30～（対日本原電）

場所：大津地方裁判所（仮処分の審尋期日なので非公開です。一般の方は入れませんが、申立人は入れます。）

1 関西電力に対する再稼働禁止の仮処分申立事件

まず、最初に関西電力からF-6破砕帯に関する主張と資料が出されましたが、特に目新しいものではありませんでした。

前回の期日報告でも書きましたが、一番の問題は裁判所が判断を下そうとしないことです。

裁判所は、われわれ申立人らに対し、原子力規制委員会で策定された新基準の合理性や、関西電力の原発が新基準を満たすか（適合性）について主張や立証するように求めました。しかし、我々が問題にしているのは、原発の安全性です。原発事故が起きて我々の命や健康の安全性が保たれるのかという問題です。新基準ができたからと言って、原発が安全になるわけではありません。新基準が十分安全性を担保するものであり、その新基準に合格して初めて、安全な原発といえるのです。新基準に合格もしていない現段階で、新基準の合理性や、その適合性を議論する必要はありません。

そこで、裁判所に対し、その必要性はないとして拒否し、早期に判断を下すよう求めました。

一方、関西電力も新基準の合理性や適合性について主張しないと明確に述べました。つまり、両当事者ともに、この保全手続では、原子力規制委員会の新基準について論じる予定はないと言ったのです。

ところが、裁判所は、書面で新基準の合理性や適合性について主張するよう求めると言い、次回期日を2014年2月4日午前10時に指定しました。

両当事者が主張をしないといっている点について、裁判所が勝手に争点として取り上げ、当事者に対して主張立証するように迫るということは普通はありません。福島原発事故の惨状を見れば裁判所も変わると信じていたのですが、間違いだったようです。

2 日本原電に対する再稼働禁止の保全申立事件

最初に、日本原電から敦賀原発の下を通る破砕帯に関する主張書面と資料が提出されました。

この破砕帯は活断層であるという原子力規制委員会の見解が示されています。日本原電はこの見解は間違いであると主張していますが、少なくとも活断層の疑いがあり、そのような状況の中で敦賀原発を再稼働させるのは許されません。期日においても、その旨を述べました。

そして、裁判所から、関西電力の事件の時と同様、新基準の合理性と適合性について主張立証するよう求められ、両当事者ともそのような主張立証するつもりはないと述べました。

すると、裁判長が「新基準の対応を見ないと判断できない。主張立証して欲しいことを書面に記載して代理人に送る。」といい、次回期日が、2014年2月4日午前11時から（対関西電力事件の期日の後）に指定されました。